

新旧対照表

旧

新

雨水浸透阻害行為許可等のための
雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針

(新川・境川(逢妻川)・猿渡川流域編)

※逢妻川の流域は境川流域に含まれることから、本指針内の表記は「」書きとしています。



平成 29 年 10 月 改訂

愛知県 建設部 河川課

雨水浸透阻害行為許可等のための
雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針

(新川・境川(逢妻川)・猿渡川流域編)

※逢妻川の流域は境川流域に含まれることから、本指針内の表記は「」書きとしています。



令和 7 年 10 月 改訂

愛知県 建設局 河川課

旧

新旧対照表

新

雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針

平成17年11月 初版
平成22年11月 8日 改訂
平成23年 4月15日 改訂
平成23年 7月 1日 改訂
平成24年 4月 1日 改訂
平成25年 4月 1日 改訂
平成29年10月 1日 改訂

雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針

平成17年11月 初版
平成22年11月 8日 改訂
平成23年 4月15日 改訂
平成23年 7月 1日 改訂
平成24年 4月 1日 改訂
平成25年 4月 1日 改訂
平成29年10月 1日 改訂
令和 7年10月 1日 改訂

旧

新旧対照表

新

雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針
(新川・境川（逢妻川）・猿渡川流域編)
ー利用の手引きー

雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針
(新川・境川（逢妻川）・猿渡川流域編)
ー利用の手引きー

雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針（以下「技術指針」と称する）は、雨水浸透阻害行為許可等において実施される雨水貯留浸透施設についての技術的指針を示すことにより、特定都市河川浸水被害対策法の適正な運用を図ることを目的とするものである。

以下に技術指針についての概要と利用の手引きを示す。

本技術指針は、【本編】と【設計資料編】の2編で構成されている。

【本編】は、許可申請に必要な法律や遵守しなければならない基準等を申請の流れに沿ってとりまとめたものである。

【設計資料編】は、【本編】に記載されている事項について、細部の補足説明、具体的な設計例及び工法の使用例を示すなど、参考書的な構成としている。そのため、【本編】と同一の表題が【設計資料編】にも記載されている項目については、内容を併せて確認されたい。

【本編】の概要は以下の通り		【設計資料編】の概要は以下の通り	
第1章：	技術指針の目的と用語の定義について解説を示す。	第1章：	【本編】第2章にあたる、雨水浸透阻害行為許可の可否の判断等を示す。
第2章：	雨水浸透阻害行為許可の可否の判断等を示す。	第2章：	【本編】第3章にあたる、対策施設の規模の決定等に関する事項を示す。
第3章：	対策施設の規模の決定等に関する事項を示す。	第3章：	【本編】第3章の内容に加え、調整池容量計算システムによる計算方法を示す。
第4章：	雨水貯留浸透施設の種類、構造、材料等を示す。	第4章：	雨水貯留浸透施設の一般事項
第5章：	許可申請に係る一連の流れと申請時に提出する書類について解説を示す。	第5章：	浸透施設の構造と設計計算
第6章：	施工時の留意事項を示す。また、対策工事の完了後に行われる、完了検査の解説を示す。	第6章：	貯留施設の構造と設計計算
第7章：	浸透施設と貯留施設の維持管理について、留意事項を示す。	第7章：	許可申請図書等の作成事例
		第8章：	雨水貯留浸透施設の施工・完了検査
		第9章：	雨水貯留浸透施設の維持管理
		第10章：	システムを使用した設計計算例
		第11章：	道路事業における設計

- 第3章： 【本編】第4章にあたる、雨水貯留浸透施設の種類及び貯留施設と浸透施設の併用について示す。
- 第4章： 【本編】第4章にあたる、対策工事で設置する浸透施設について、構造や材料及び浸透施設の浸透量の計算法等を示す。
- 第5章： 【本編】第4章にあたる、貯留施設の種類、構造、材料等を示す。
- 第6章： 調整池容量システムのインストール方法やシステムを用いた設計法について、3つのケースにより解説を示す。
- 第7章： 【本編】第5章にあたる、許可申請に係る一連の流れと申請時に提出する各書類について作成事例を示す。
- 第8章： 【本編】第6章にあたる、施工時の留意事項を示す。また、完了検査の解説を示す。
- 第9章： 【本編】第7章にあたる、浸透施設と貯留施設の、各々の維持管理について留意事項を示す。
- 第10章： 道路事業において、対策施設を設計する方法について解説を示す。

雨水浸透阻害行為許可等のための

雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針

(新川・境川（逢妻川）・猿渡川流域編）

本編 目 次

第1章 総則

- 1-1 摘要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-1
- 1-2 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2

第2章 雨水浸透阻害行為許可について

- 2-1 特定都市河川流域・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1
 - 2-1-1 特定都市河川流域と雨水浸透阻害行為の許可について・・・・・・・・2-1
 - 2-1-2 特定都市河川流域における流域変更の取り扱い・・・・・・・・・・2-1
- 2-2 雨水浸透阻害の許可を要する行為・・・・・・・・・・2-3
 - 2-2-1 雨水浸透阻害の許可を要する行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-3
- 2-3 雨水浸透阻害の許可を要しない行為・・・・・・・・・・2-4
 - 2-3-1 指定時点の既着手行為の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-4
 - 2-3-2 許可を要しない雨水浸透阻害行為の範囲・・・・・・・・・・・・・・2-5
- 2-4 雨水浸透阻害行為面積の算定・・・・・・・・・・・・2-7
 - 2-4-1 雨水浸透阻害行為の許可が必要となる規模要件の算定・・・・・・・・2-7
 - 2-4-2 雨水浸透阻害行為面積算定の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-7
- 2-5 行為区域の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-8
 - 2-5-1 雨水浸透阻害行為面積の算定に係る行為区域について・・・・・・・・2-8
 - 2-5-2 複数の雨水浸透阻害行為が行われる場合の行為区域の考え方（一連性の判断）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-8
 - 2-5-3 既設道路や既設水路を挟んだ場合の一連性の判断・・・・・・・・・・2-10
- 2-6 土地利用形態の判断と流出係数・・・・・・・・・・2-12
 - 2-6-1 土地利用形態の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-12
 - 2-6-2 行為前の宅地の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-12
 - 2-6-3 行為後の宅地の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-14
 - 2-6-4 土地利用区分と流出係数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-14
 - 2-6-5 土地利用形態と許可対象行為の判断のまとめ・・・・・・・・・・2-17
- 2-7 雨水浸透阻害行為に関する対策工事の計画について・・・・・・・・・・2-18
- 2-8 行為区域が複数の許可権者の行政区域に及ぶ場合の措置・・・・・・・・2-21

雨水浸透阻害行為許可等のための

雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針

(新川・境川（逢妻川）・猿渡川流域編）

本編 目 次

第1章 総則

- 1-1 摘要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-1
- 1-2 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2

第2章 雨水浸透阻害行為許可について

- 2-1 特定都市河川流域・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1
 - 2-1-1 特定都市河川流域と雨水浸透阻害行為の許可について・・・・・・・・2-1
 - 2-1-2 特定都市河川流域における流域変更の取り扱い・・・・・・・・・・2-1
- 2-2 雨水浸透阻害の許可を要する行為・・・・・・・・・・2-6
 - 2-2-1 雨水浸透阻害の許可を要する行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-6
- 2-3 雨水浸透阻害の許可を要しない行為・・・・・・・・・・2-7
 - 2-3-1 指定時点の既着手行為の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-7
 - 2-3-2 許可を要しない雨水浸透阻害行為の範囲・・・・・・・・・・・・・・2-8
- 2-4 雨水浸透阻害行為面積・・・・・・・・・・・・・・・・2-10
 - 2-4-1 雨水浸透阻害行為を**する土地の面積**の算定・・・・・・・・・・・・2-10
 - 2-4-2 雨水浸透阻害行為面積算定の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-10
- 2-5 行為区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-11
 - 2-5-1 雨水浸透阻害行為面積の算定に係る行為区域について・・・・・・・・2-11
 - 2-5-2 複数の雨水浸透阻害行為が行われる場合の行為区域の考え方（一連性の判断）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-11
 - 2-5-3 既設道路や既設水路を挟んだ場合の一連性の判断・・・・・・・・・・2-13
- 2-6 土地利用形態の判断と流出係数・・・・・・・・・・2-15
 - 2-6-1 土地利用形態の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-15
 - 2-6-2 行為前の宅地の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-15
 - 2-6-3 行為後の宅地の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-17
 - 2-6-4 土地利用区分と流出係数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-17
 - 2-6-5 土地利用形態と許可対象行為の判断のまとめ・・・・・・・・・・2-20
- 2-7 雨水浸透阻害行為に関する対策工事の計画について・・・・・・・・・・2-21

2-9	雨水浸透阻害行為変更許可	2-22
2-9-1	変更の許可等（法第 16 条変更許可、変更届）	2-22
2-9-2	雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為 （法第 18 条変更許可）	2-22
第 3 章 技術的基準に適合する設計計算方法		
3-1	法律等で規定された対策工事についての技術基準	3-1
3-2	対策工事計画の設計手順について	3-1
3-3	集水区域へ分割	3-2
3-3-1	雨水貯留浸透施設への集水について	3-2
3-3-2	集水区域の設定について	3-2
3-4	流出係数の算定	3-4
3-4-1	土地利用形態ごとの流出係数	3-4
3-4-2	宅地区域における流出係数の設定	3-4
3-4-3	行為前後の流出係数の算定について	3-5
3-4-4	集水区域が行為区域外を含む場合の流出係数	3-6
3-5	基準降雨	3-7
3-5-1	基準降雨	3-7
3-6	行為区域からの流出雨水量の算定	3-10
3-6-1	流出雨水量の算定式	3-10
3-7	対策工事の規模の算定	3-11
3-7-1	必要な対策工事の規模	3-11
3-7-2	対策工事の種類	3-11
3-8	浸透施設の規模の算定	3-12
3-8-1	浸透施設の効果の見込み方	3-12
3-8-2	設計に使用する浸透施設の浸透量の算定方法	3-13
3-8-3	浸透量の算定式で使用する各係数について	3-13
3-8-4	設計浸透量の算定について	3-14
3-9	貯留施設の規模の算定	3-15
3-9-1	貯留規模の算定方法	3-15
3-9-2	既存の防災調整池を経由する対策	3-17
第 4 章 雨水貯留浸透施設の構造設計		
4-1	雨水貯留浸透施設について	4-1
4-1-1	構造設計の一般事項	4-1
4-1-2	一般事項に適合した具体的な構造設計について	4-1
4-1-3	雨水貯留浸透施設の種類について	4-2
4-1-4	放流先から対策施設への逆流の防止	4-3
4-2	浸透施設について	4-4
4-2-1	浸透施設の構造の要件	4-4

2-8	行為区域が複数の許可権者の行政区域に及ぶ場合の措置	2-24
2-9	雨水浸透阻害行為変更許可	2-25
2-9-1	変更の許可等（法第 37 条変更許可、変更届）	2-25
2-9-2	雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為 （法第 39 条変更許可）	2-25
2-9-3	検査等	2-26

第 3 章 技術的基準に適合する設計計算方法		
3-1	法律等で規定された対策工事についての技術基準	3-1
3-2	対策工事計画の設計手順について	3-1
3-3	集水区域へ分割	3-2
3-3-1	雨水貯留浸透施設への集水について	3-2
3-3-2	集水区域の設定について	3-2
3-4	流出係数の算定	3-4
3-4-1	土地利用形態ごとの流出係数	3-4
3-4-2	宅地区域における流出係数の設定	3-4
3-4-3	行為前後の流出係数の算定について	3-5
3-4-4	集水区域が行為区域外を含む場合の流出係数	3-6
3-5	基準降雨	3-7
3-5-1	基準降雨	3-7
3-6	行為区域からの流出雨水量の算定	3-10
3-6-1	流出雨水量の算定式	3-10
3-7	対策工事の規模の算定	3-11
3-7-1	必要な対策工事の規模	3-11
3-7-2	対策工事の種類	3-11
3-8	浸透施設の規模の算定	3-12
3-8-1	浸透施設の効果の見込み方	3-12
3-8-2	設計に使用する浸透施設の浸透量の算定方法	3-13
3-8-3	浸透量の算定式で使用する各係数について	3-13
3-8-4	設計浸透量の算定について	3-14
3-9	貯留施設の規模の算定	3-15
3-9-1	貯留規模の算定方法	3-15
3-9-2	既存の防災調整池を経由する対策	3-18

第 4 章 雨水貯留浸透施設の構造設計		
4-1	雨水貯留浸透施設について	4-1
4-1-1	構造設計の一般事項	4-1
4-1-2	一般事項に適合した具体的な構造設計について	4-1
4-1-3	雨水貯留浸透施設の種類について	4-2
4-1-4	放流先から対策施設への逆流の防止	4-3

4-2-2	浸透施設の共通材料の仕様	4-5
4-2-3	浸透施設の材料の空隙率	4-6
4-3	貯留施設について	4-7
4-3-1	貯留施設の構造の要件	4-7
4-3-2	放流施設	4-7
4-3-3	自然調節方式の放流孔（オリフィス）の最小口径	4-8
第5章 雨水浸透阻害行為に係る手続き		
5-1	許可に係る手続きについて	5-1
5-1-1	許可に係る一般的な手続きについて	5-1
5-2	許可申請図書について	5-2
5-2-1	法令で定められている内容	5-2
5-2-2	許可申請の提出書類	5-3
5-2-3	許可申請図書の様式	5-5
5-3	許可申請後の手続き	5-6
5-3-1	（許可者からの）許可又は不許可の通知	5-6
5-3-2	軽微な内容の変更（工期の変更）	5-7
5-3-3	工事着手届	5-7
5-3-4	工事完了届	5-8
5-3-5	工事の廃止届	5-8
5-3-6	（許可者からの）検査済証の交付	5-9
5-3-7	（許可者による）標識の設置	5-10
5-3-8	（許可者による）雨水貯留浸透施設の存置・機能監視	5-11
5-3-9	施設管理者届	5-12
第6章 雨水貯留浸透施設の施工・完了検査		
6-1	雨水貯留浸透施設の施工	6-1
6-1-1	浸透施設の施工について	6-1
6-1-2	貯留施設の施工について	6-1
6-2	完了検査	6-2
6-2-1	完了検査	6-2
第7章 雨水貯留浸透施設の維持管理		
7-1	雨水貯留浸透施設の維持管理	7-1
7-1-1	浸透施設の維持管理	7-1
7-1-2	貯留施設の維持管理	7-2

4-2	浸透施設について	4-4
4-2-1	浸透施設の構造の要件	4-4
4-2-2	浸透施設の共通材料の仕様	4-5
4-2-3	浸透施設の材料の空隙率	4-6
4-3	貯留施設について	4-7
4-3-1	貯留施設の構造の要件	4-7
4-3-2	放流施設	4-7
4-3-3	自然調節方式の放流孔（オリフィス）の最小口径	4-8
第5章 雨水浸透阻害行為に係る手続き		
5-1	許可に係る手続きについて	5-1
5-1-1	許可に係る一般的な手続きについて	5-1
5-2	許可申請図書について	5-2
5-2-1	法令で定められている内容	5-2
5-2-2	許可申請の提出書類	5-3
5-2-3	許可申請図書の様式	5-5
5-3	許可申請後の手続き	5-6
5-3-1	（許可者からの）許可又は不許可の通知	5-6
5-3-2	軽微な内容の変更（工期の変更）	5-7
5-3-3	工事着手届	5-7
5-3-4	工事完了届	5-8
5-3-5	工事の廃止届	5-8
5-3-6	（許可者からの）検査済証の交付	5-9
5-3-7	（許可者による）標識の設置	5-10
5-3-8	（許可者による）雨水貯留浸透施設の存置・機能監視	5-11
5-3-9	施設管理者等変更届	5-12
第6章 雨水貯留浸透施設の施工・完了検査		
6-1	雨水貯留浸透施設の施工	6-1
6-1-1	浸透施設の施工について	6-1
6-1-2	貯留施設の施工について	6-1
6-2	完了検査	6-2
6-2-1	完了検査	6-2
第7章 雨水貯留浸透施設の維持管理		
7-1	雨水貯留浸透施設の維持管理	7-1
7-1-1	浸透施設の維持管理	7-1
7-1-2	貯留施設の維持管理	7-2

第1章 総則

1-1 概要

「雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針（新川・境川（逢妻川）・猿渡川流域編）」は、平成18年1月1日付けで特定都市河川流域に指定された一級河川新川流域および平成24年4月1日に指定された二級河川境川（逢妻川）・猿渡川流域において、雨水浸透阻害行為の許可等のための対策工事において実施される、雨水貯留浸透施設の設計・施工及び維持管理についての技術的指針を示すことにより、特定都市河川浸水被害対策法の適正な運用を図ることを目的とするものである。

【解説】

（1）本技術指針の目的

平成15年6月11日に公布、平成16年5月15日に施行された特定都市河川浸水被害対策法第3条第1項及び第3項により、愛知県は平成18年1月1日、一級河川新川他6河川を特定都市河川に指定し、併せて一級河川新川流域を特定都市河川流域に指定した。また、平成24年4月1日に二級河川境川他3河川を特定都市河川に、併せて二級河川境川（逢妻川）・猿渡川流域を特定都市河川流域に指定した。これにより新川・境川（逢妻川）・猿渡川流域内における雨水浸透阻害行為について許可等が必要となった。

雨水浸透阻害行為の許可等に当たっては、法第11条及び政令第8条に定められた技術的基準に従った対策工事（雨水貯留浸透施設）の設置が必要である。

具体的な対策工事の評価方法については、「特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（平成16年5月）」及び「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（案）（平成17年3月）」において、具体的な貯留能力の評価方法が示されており、具体的な浸透能力の評価方法は指針・マニュアルを参考に合理的方法を用いることとされている。本指針では「増補改訂 雨水浸透施設技術指針（案）（雨水貯留浸透技術協会編）」「宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説（日本宅地開発協会編集）」及び「下水道雨水浸透技術マニュアル（下水道新技術推進機構）」を参考に、浸透能力の評価方法を示した。また雨水貯留浸透施設の方法・構造等の標準的な技術指針も同文献を参考に示した。

ガイドラインは浸透能力の評価に必要な飽和透水係数の設定について、現場試験を標準としている。だが小規模な申請者に対しては過度な負担をさけるため、許可事務に用いる簡易な飽和透水係数の設定を行った。

本技術指針は、法令の技術的基準への適合を評価するため、ガイドライン等を参考に、「雨水浸透阻害行為の許可等のための雨水貯留浸透施設の設計・施工についての技術的指針」を新川・境川（逢妻川）・猿渡川流域編としてとりまとめたものである。

（2）適用の範囲

本技術指針は、愛知県知事が許可権者となる雨水浸透阻害行為の許可等のための対策工事に適用するものとするが、道路の透水性舗装に関しては、「道路路面雨水処理マニュアル（案）（平成17年12月）独立行政法人土木研究所編著」を適用するものとする。なお、名古屋市域・豊田市域については、別途名古屋市・豊田市が定める指針によるものとする。

第1章 総則

1-1 概要

「雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工技術指針（新川・境川（逢妻川）・猿渡川流域編）」は、平成18年1月1日付けで特定都市河川流域に指定された一級河川新川流域および平成24年4月1日に指定された二級河川境川（逢妻川）・猿渡川流域において、雨水浸透阻害行為の許可等のための対策工事において実施される、雨水貯留浸透施設の設計・施工及び維持管理についての技術的指針を示すことにより、特定都市河川浸水被害対策法の適正な運用を図ることを目的とするものである。

【解説】

（1）本技術指針の目的

平成15年6月11日に公布、平成16年5月15日に施行された特定都市河川浸水被害対策法第3条第1項及び第3項により、愛知県は平成18年1月1日、一級河川新川他6河川を特定都市河川に指定し、併せて一級河川新川流域を特定都市河川流域に指定した。また、平成24年4月1日に二級河川境川他3河川を特定都市河川に、併せて二級河川境川（逢妻川）・猿渡川流域を特定都市河川流域に指定した。これにより新川・境川（逢妻川）・猿渡川流域内における雨水浸透阻害行為について許可等が必要となった。

雨水浸透阻害行為の許可等に当たっては、法第32条及び政令第9条に定められた技術的基準に従った対策工事（雨水貯留浸透施設）の設置が必要である。

具体的な対策工事の評価方法については、「**特定都市河川浸水被害対策法の運用について（令和4年1月）**」及び「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（**令和7年3月**）」において、具体的な貯留能力の評価方法が示されており、具体的な浸透能力の評価方法は指針・マニュアルを参考に合理的方法を用いることとされている。本指針では「増補改訂 雨水浸透施設技術指針（案）（雨水貯留浸透技術協会編）」「宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説（日本宅地開発協会編集）」及び「下水道雨水浸透技術マニュアル（下水道新技術推進機構）」を参考に、浸透能力の評価方法を示した。また雨水貯留浸透施設の方法・構造等の標準的な技術指針も同文献を参考に示した。

ガイドラインは浸透能力の評価に必要な飽和透水係数の設定について、現場試験を標準としている。だが小規模な申請者に対しては過度な負担をさけるため、許可事務に用いる簡易な飽和透水係数の設定を行った。

本技術指針は、法令の技術的基準への適合を評価するため、ガイドライン等を参考に、「雨水浸透阻害行為の許可等のための雨水貯留浸透施設の設計・施工についての技術的指針」を新川・境川（逢妻川）・猿渡川流域編としてとりまとめたものである。

（2）適用の範囲

本技術指針は、愛知県知事が許可権者となる雨水浸透阻害行為の許可等のための対策工事に適用するものとするが、道路の透水性舗装に関しては、「道路路面雨水処理マニュアル（案）（平成17年12月）独立行政法人土木研究所編著」を適用するものとする。なお、名古屋市域・豊田市域については、別途名古屋市・豊田市が定める指針によるものとする。

1-2 用語の定義

■本技術指針の出典元・参考文献

本技術指針の出典元及び参考文献については、次のとおりの略称と記号を使用する。

なお、以下に示されないものについては、略称を用いない。

- ・特定都市河川浸水被害対策法…法 **法**
- ・特定都市河川浸水被害対策法施行令…政令 **政**
- ・特定都市河川浸水被害対策法施行規則…省令 **省**
- ・特定都市河川浸水被害対策法施行条例…条例 **条**
- ・特定都市河川浸水被害対策法施行細則…細則 **細**
- ・特定河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為許可等事務処理要綱…要綱 **要**
- ・解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン
(編著 財団法人国土技術研究センター、監修 国土交通省都市・地域整備局下水道部、河川局)
…ガイドライン **ガ**
- ・特定都市河川浸水被害対策法の解説(編著 特定都市河川浸水被害対策法研究会)
…法の解説 **解**
- ・増補改訂 雨水浸透施設技術指針 (案) (編 社団法人 雨水貯留浸透技術協会)
…協会指針案 **雨**
- ・改定 解説・河川管理施設等構造令 (編 財団法人国土技術研究センター)
…河川構造令 **河**
- ・宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説
(編 社団法人 日本宅地開発協会) …宅地開発指針 **宅**
- ・防災調調整池等技術基準 (案) 解説と設計事例 (編 社団法人日本河川協会)
…防災調整池基準案 **防**

■ 特定都市河川

- ①都市部を流れる河川（河川法第 3 条第 1 項に規定する一級河川と二級河川をいう。以下同じ）であること
- ②その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあること
- ③河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難であることのいずれの要件にも該当する河川のうち、国土交通大臣又は都道府県知事が特定都市河川浸水被害対策法の規定により区間（河川法に規定する河川の区間とは必ずしも一致しない）を限って指定するものをいう。法第2条第1項 **法ガ**

■ 特定都市河川流域

特定都市河川の流域として国土交通大臣又は都道府県知事が法第 3 条の規定により指定するものをいい、特定都市河川の流域を超えて特定都市下水道の排水区域がある場合、当該排水区域も特定都市河川流域に含まれる。法第2条第2項 **法ガ**

1-2 用語の定義

■本技術指針の出典元・参考文献

法律・政令等	施行年	記号
特定都市河川浸水被害対策法	平成 15 年法律第 77 号 (令和 3 年 11 月 1 日改正)	法 法
特定都市河川浸水被害対策法施行令	平成 16 年政令第 168 号 (令和 3 年 11 月 1 日改正)	政令 政
特定都市河川浸水被害対策法施行規則	平成 16 年国土交通省令第 64 号 (令和 3 年 11 月 1 日改正)	省令 省

条例・規則・告示等	施行年	記号
特定都市河川浸水被害対策法施行条例	条例第 84 号 平成 17 年 10 月 21 日	条令 条
特定都市河川浸水被害対策法施行細則	平成 17 年 10 月 21 日	細則 細
特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為許可等事務処理要綱	平成 18 年 1 月 1 日	要綱 要
特定都市河川浸水被害対策法関係市町村事務処理要綱	平成 18 年 1 月 1 日	
特定都市河川浸水被害対策法に係る違反行為対策事務処理要領	平成 2 年 4 月 1 日	
特定都市河川及び特定都市河川流域の指定	(新川) 平成 17 年 5 月 31 日 告示第 491 号 (境川) 平成 23 年 7 月 1 日 告示第 418 号 (猿渡川) 平成 23 年 7 月 1 日 告示第 419 号	
特定都市河川浸水被害対策法施行令第 9 条第 2 項の基準降雨	(新川) 平成 17 年 5 月 31 日 告示第 492 号 (境川・猿渡川) 平成 23 年 7 月 1 日 告示第 420 号	
特定都市河川浸水被害対策法の一部を改正する法律の施行(6 ヶ月以内施行分)について (通知) (国土交通省都市局長、水管理・国土保全局、住宅局長)	令和 3 年 11 月 1 日	
特定都市河川浸水被害対策法の運用について (通知) (国土交通省水管理・国土保全局 (水政課長、治水課長))	令和 4 年 1 月 18 日	

技術指針・参考文献	年月	記号
解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン (財団法人 国土技術研究センター)	平成 17 年 3 月 令和 5 年 1 月改定	ガ
特定都市河川浸水被害対策法の解説 (編著 特定都市河川浸水被害対策法研究会)	平成 16 年 9 月 令和 5 年 4 月改定	解
増補改訂 雨水浸透施設技術指針 (案) 調査・計画編 (社団法人 雨水貯留浸透技術協会)	令和 3 年 7 月 7 日 一部内容改訂	雨
増補改訂 雨水浸透施設技術指針 (案) 設計・施工・維持管理編 (社団法人 雨水貯留浸透技術協会)	平成 19 年 7 月	雨
宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説 (社団法人 日本宅地開発協会)	平成 10 年 2 月	宅
道路路面雨水処理マニュアル(案) (独立行政法人 土木研究所)	平成 17 年 6 月	
防災調節池等技術基準 (案) 解説と設計事例 (社団法人 日本河川協会)	平成 19 年 9 月	防
改定 解説・河川管理施設等構造令 (編 財団法人国土技術研究センター)	平成 12 年 1 月	河

■ 流出雨水量

地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。合理式により算出する。

省令第10条第2項 [省 法](#)

■ 浸透施設

雨水の流出抑制を目的として、雨水を地表あるいは地下の浅い所から地中に浸透させる施設をいう。[雨](#)

■ 貯留施設

雨水の流出抑制を目的として、雨水を一時的に貯留する施設をいう。[貯](#)

■ 防災調整池

貯留施設のうち、河川管理者、下水道管理者以外の者が設置するものをいう。

（法第9条の許可を受けて行う法第10条第1項第3号に規定する対策工事により設置されるものを除く。）法第2条第7項 [法](#)

なお、防災調整池は以下の全ての要件に該当しているものをいう。

- ① 宅地開発等指導要綱に基づくか、又は宅地開発等指導要綱に基づかなくとも地方公共団体の指導等により設置されたもの。
- ② 浸水被害の防止の目的をもって人工的に設置されたもの。
- ③ 防災調整池の敷地の所有者及び管理者が、洪水調節等を目的として設置されていると認識し、管理しているもの。[法](#)

■ 保全調整池

100㎡以上の防災調整池のうち、法第23条の規定により県知事が指定したものをいう。

法第2条第8項 [法](#)

■ 雨水貯留浸透施設

浸水被害の防止を目的とする浸透施設及び貯留施設をいい、防災調整池、保全調整池を含む。国、地方公共団体、民間等の設置主体は問わない。具体的には調整池、浸透ます、浸透トレncy、浸透側溝、地下貯留浸透施設、透水性舗装が該当する。[法](#)

■ 土地利用区分

省令第10条第3項の規定により国土交通大臣が平成16年国土交通省告示第521号で定めた土地利用形態の区分をいう。

・ 宅地

宅地の定義は、次に掲げる建物（工作物を含む。以下同じ。）の用に供するための土地をいうものである。土地登記簿に記載された地目は判断の参考とするが同義ではない。

- Ⅰ 現況において、建物の用に供している土地。
- Ⅱ 過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地。
- Ⅲ 近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地。[法](#)

■ 特定都市河川

①都市部を流れる河川（河川法第3条第1項に規定する一級河川と二級河川をいう。以下同じ）であること

②その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあること

③河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難であることのいずれの要件にも該当する河川のうち、国土交通大臣又は都道府県知事が特定都市河川浸水被害対策法の規定により区間（河川法に規定する河川の区間とは必ずしも一致しない）を限って指定するものをいう。法第2条第1項 [法 法](#)

しかし、「市街化の進展」以外の要因により、河道等の整備による浸水被害の防止が困難となる状況が生じていることを踏まえ、市街化が著しい都市河川のみならず、法改正前には対象とされていなかった地方部の河川を含む全国の河川に特定都市河川の指定対象が拡大された。

具体的には、河道等の整備による浸水被害の防止が「市街化の進展」により困難な河川に加え、「接続する河川の状況」、または、「河川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性」により困難な河川についても、特定都市河川の指定が可能となった。

■ 特定都市河川流域

特定都市河川の流域として国土交通大臣又は都道府県知事が法第3条の規定により指定するものをいい、特定都市河川の流域を超えて特定都市下水道の排水区域がある場合、当該排水区域も特定都市河川流域に含まれる。法第2条第2項 [法 法](#)

■ 流出雨水量

地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。合理式により算出する。

省令第20条第2項 [省 法](#)

■ 浸透施設

雨水の流出抑制を目的として、雨水を地表あるいは地下の浅い所から地中に浸透させる施設をいう。[雨](#)

■ 貯留施設

雨水の流出抑制を目的として、雨水を一時的に貯留する施設をいう。[貯](#)

■ 防災調整池

貯留施設のうち、河川管理者、下水道管理者以外の者が設置するものをいう。

（法第30条の許可を受けて行う法第31条第1項第3号に規定する対策工事により設置されるものを除く。）法第2条第7項 [法](#)

なお、防災調整池は以下の全ての要件に該当しているものをいう。

- ① 宅地開発等指導要綱に基づくか、又は宅地開発等指導要綱に基づかなくとも地方公共団体の指導等により設置されたもの。
- ② 浸水被害の防止の目的をもって人工的に設置されたもの。

- ・池沼、水路及びため池
常時又は一時的に水面を有する池沼、水路及びため池をいう。防災調整池を含む。**力**
- ・道路
一般の交通の用に供する道路（高架の道路及び軌道法（大正 1 0 年法律第 7 6 号）に規定する軌道を含む。）をいい、当該道路の敷地の範囲を含む。なお、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）に規定する道路かどうかを問わない。**力**
- ・鉄道線路
鉄道線路とは鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲（高架の鉄道を含む。）をいう。なお、操車場は鉄道線路には含まない。**力**
- ・飛行場
飛行場は空港、ヘリポート等（飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む。）をいう。**力**
- ・宅地等
「宅地等」とは、上に示された宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場をいう。法第 2 条第 9 項、政令第 1 条 **法 政 力**
- ・排水施設が整備されたゴルフ場
排水施設の設置目的から、ゴルフ場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。政令第 7 条第 1 項 **政**
- ・排水施設が設置された運動場その他これに類する施設
運動場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。政令第 7 条第 1 項 **政**
- ・締め固められた土地
上に示されたものを除き、運動場、資材置き場、未舗装駐車場、鉄道の操車場等、目的を持って締め固められ、建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地をいい、単に整地がなされた土地及び捨土又は十分に締め固められていない盛土がなされた土地等は含まない。**力**
ただし、公園の芝生広場等、整備の施工段階で一旦締め固められた土地であっても、十分耕起が行われることによって、整備後、通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態となっているものは、締め固められた土地には該当しない。
- ・耕地
耕作の目的に供される土地(水田（灌漑中であるか否かを問わない。）を含む。）をいう。
- ・山地 **力**
上に示されたものを除き、平均勾配が 1 0 % 以上の土地をいう。**力**

- ③ 防災調整池の敷地の所有者及び管理者が、洪水調節等を目的として設置されていると認識し、管理しているもの。**力**

■保全調整池

- 1 0 0 m²以上の防災調整池のうち、法第 4 4 条の規定により県知事が指定したものをいう。
法第 2 条第 8 項 **政 令第 14 条 法 政**

■雨水貯留浸透施設

浸水被害の防止を目的とする浸透施設及び貯留施設をいい、防災調整池、保全調整池を含む。国、地方公共団体、民間等の設置主体は問わない。具体的には調整池、浸透ます、浸透トレncy、浸透側溝、地下貯留浸透施設、透水性舗装が該当する。**力**

■土地利用区分

省令第 2 0 条第 3 項の規定により国土交通大臣が平成 1 6 年国土交通省告示第 5 2 1 号で定めた土地利用形態の区分をいう。

- ・宅地
宅地の定義は、次に掲げる建物（工作物を含む。以下同じ。）の用に供するための土地をいうものである。土地登記簿に記載された地目は判断の参考とするが同義ではない。
なお、工作物には太陽光発電施設を含む。
イ 現況において、建物の用に供している土地。
ロ 過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地。
ハ 近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地。**力**
- ・池沼、水路及びため池
常時又は一時的に水面を有する池沼、水路及びため池をいう。防災調整池を含む。**力**
- ・道路
一般の交通の用に供する道路（高架の道路及び軌道法（大正 1 0 年法律第 7 6 号）に規定する軌道を含む。）をいい、当該道路の敷地の範囲を含む。なお、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）に規定する道路かどうかを問わない。**力**

- ・鉄道線路
鉄道線路とは鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲（高架の鉄道を含む。）をいう。なお、操車場は鉄道線路には含まない。**力**

- ・飛行場
飛行場は空港、ヘリポート等（飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む。）をいう。**力**

- ・宅地等
「宅地等」とは、上に示された宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場をいう。法第 2 条第 9 項、政令第 1 条 **法 政 力**

旧	新旧対照表	新
第1章 総則 ・ 林地・原野 上に示されたものを除き、平均勾配が10%未満で、一体的に林又は草地等を形成している土地をいう。注 ■ 雨水浸透阻害行為 雨水が流出しにくい宅地等以外の土地において流出雨水量を増加させる以下の行為をさす。法 ① 宅地等にするために行う土地の形質の変更 法第9条第1項の1 法 ② 土地の舗装（コンクリート等の不透水性の材料により土地を覆うこと）法第9条第1項の2 ③ ゴルフ場、運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）を新設し、又は増設する行為。法第9条第1項の3、政令第7条第1項 法 政 ④ ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地において行われる行為を除く。）法第9条第1項の3、政令第7条第2項 法 政 ■ 対策工事 法9条の雨水浸透阻害行為の許可に関して、雨水貯留浸透施設の設置に関する工事等により、行為区域からの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために申請者が自ら行う工事をいう。法第10条第1項の3 法 ガ ■ 対策施設 対策工事により設置された雨水貯留浸透施設をいう。 ■ 保全工事 対策施設の機能を阻害するおそれのある行為に際して、当該機能を保全するための工事をいう。 省令第19条第3項 注 ■対策工事の計画についての技術基準 ①流出雨水量の最大値が、雨水浸透阻害行為の前より増加しないよう、対策工事の計画が定められていること。 ②前提とする降雨は、当該特定都市河川流域において、雨水浸透阻害行為面積が1000㎡以上の場合には10年につき1回、500㎡以上1000㎡未満の場合には3年につき1回の割合で発生が見込まれる降雨として、県知事が定めたもの。 法第11条、政令第5条、第8条、省令第9条、条例第2条、法 政 省 令 平成23年7月1日愛知県告示第420号、法の解説P.69 解 ■行為区域 一つの開発行為として見なすことの出来る開発区域の範囲。 ■雨水浸透阻害行為面積 行為区域の内、流出係数が増加する区域の面積。		第1章 総則 ・排水施設が整備されたゴルフ場 排水施設の設置目的から、ゴルフ場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。政令第8条第1項 政 注 ・排水施設が設置された運動場その他これに類する施設 運動場の敷地のすべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。政令第8条第1項法 政 ・ 締め固められた土地 上に示されたものを除き、運動場、資材置き場、未舗装駐車場、鉄道の停車場等、目的を持って締め固められ、建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地をいい、単に整地がなされた土地及び捨土又は十分に締め固められていない盛土がなされた土地等は含まない。注 ただし、公園の芝生広場等、整備の施工段階で一旦締め固められた土地であっても、十分耕起が行われることによって、整備後、通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態となっているものは、締め固められた土地には該当しない。 ・耕地 耕作の目的に供される土地(水田(灌漑中であるか否かを問わない。))を含む。)をいう。ガ ・ 山地 上に示されたものを除き、平均勾配が10%以上の土地をいう。ガ ・ 林地・原野 上に示されたものを除き、平均勾配が10%未満で、一体的に林又は草地等を形成している土地をいう。ガ ■ 雨水浸透阻害行為 雨水が流出しにくい宅地等以外の土地において流出雨水量を増加させる以下の行為をさす。法 ① 宅地等にするために行う土地の形質の変更 法第30条第1項の1 法 ② 土地の舗装（コンクリート等の不透水性の材料により土地を覆うこと）法第30条第1項の2 ③ ゴルフ場、運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）を新設し、又は増設する行為。法第30条第1項の3、政令第8条第1項 法 政 ④ ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地において行われる行為を除く。）法第30条第1項の3、政令第8条第2項 法 政 ■ 対策工事 法30条の雨水浸透阻害行為の許可に関して、雨水貯留浸透施設の設置に関する工事等により、行為区域からの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために申請者が自ら行う工事をいう。法第31条第1項の3 法 ガ

■ 対策施設

対策工事により設置された雨水貯留浸透施設をいう。

■ 保全工事

対策施設の機能を阻害するおそれのある行為に際して、当該機能を保全するための工事をいう。 省令第29条第3項 

■ 対策工事の計画についての技術基準

①流出雨水量の最大値が、雨水浸透阻害行為の前より増加しないよう、対策工事の計画が定められていること。

②前提とする降雨は、当該特定都市河川流域において、雨水浸透阻害行為面積が1000㎡以上の場合は10年につき1回、500㎡以上1000㎡未満の場合は3年につき1回の割合で発生が見込まれる降雨として、県知事が定めたもの。

法第32条、政令第6条、第9条、省令第19条、条例第2条、**法 政 省 案**

平成23年7月1日愛知県告示第420号、法の解説P.69 

■ 行為区域

一つの開発行為として見なすことの出来る開発区域の範囲。

■ 雨水浸透阻害行為面積

行為区域の内、流出係数が増加する区域の面積。